

# 補助金請求書類の提出チェックシート

	<p><b>【注意事項】</b></p> <p>交付決定日後に購入し支払いを完了して、令和7年2月20日までに補助金請求書類を提出している申請者が対象となります。</p> <p>交付決定日より前に契約、購入をした場合、その申請は無効となりますのでご注意ください。</p> <p>なお、押印は省略して構いません。</p>	チェック欄
1	<p><b>様式5 令和6年度 導入支援補助金請求書</b></p> <p>※ホームページからダウンロードし、「補助対象機械等の詳細一覧表」と併せて記入し、提出して下さい。</p> <p>※「支出額」は、補助対象機械に対して支払った金額(見積書に記載の安全装置の金額)です。</p> <p>※「交付決定額」は、交付決定通知書に記載されています。</p> <p>※「請求金額」は、原則「交付決定額」と同じ金額になります。</p>	
2	<p><b>売買契約書(写)</b></p> <p>【一括支払】</p> <p>※建機の型番、製造番号と金額、所有権に関する事項が記載されていることを確認してください。</p>	
3	<p><b>割賦契約書(写)</b></p> <p>【分割支払】</p> <p>※割賦契約利用者のみ提出。</p>	
4	<p><b>納品書(写)</b></p> <p>※当補助金の申請においては必ず提出していただきます。</p> <p>※<u>建機本体の型番と製造番号、安全装置の名称と金額が記載されていることを確認してください。</u></p>	
5	<p><b>請求書(写)</b></p> <p>※<u>建機本体の型番と製造番号、安全装置の名称と金額が記載されていることを確認してください。</u></p> <p>※補助対象装置の名称についてはお手元の見積書を確認して下さい。</p>	
6	<p><b>領収書(写)</b></p> <p>※上記[2.納品書]及び[3.請求書]と見積書の金額が一致し、補助対象機械の金額を支払い済みであることが証明できる領収書(写)、割賦契約の場合は「<u>完済証明書</u>」等の写しを提出して下さい。</p>	
7	<p><b>製造銘板の写真</b></p> <p>※契約書、納品書、請求書に記載の製造番号が実機のものと同じであることが証明できる写真を提出して下さい。</p>	
8	<p><b>【車検を有する場合のみ】</b></p> <p><b>車検証(写)</b></p>	
9	<p><b>【積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ】</b></p> <p><b>購入した機械が(一社)日本クレーン協会規格 JCS2209-2018「積載形トラッククレーンの過負荷制限装置の基準」に適合していることを証明する書面</b></p> <p>※多くの場合、「JCS2209-2018 準拠製品 証明書」という名称の書面です。</p> <p>※販売店等を通して各メーカーから取得して下さい。</p>	

※提出に当たっては、必ず当該補助金事業の「交付要領」「実施要領」「同意書」をお読みください。